官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二一）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人日本貿易保険二〇一五年度財務諸表、弁理士登録、厚生年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四三
会社その他
会社決算公告　四四

省令

○環境省令第二十一号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第十三号及び第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月二十二日　環境大臣　山本　公一

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。